

Q20. 我が国の教科書の歴史について説明してください。

A. (1) 我が国の教科書の歴史をさかのぼると、遠く古代においては宗教の教典、中世においては古典、典籍、書簡集等がその役目を果たしてきました。また、近世になって寺子屋が普及するにつれて往来物が子供の学習用として作成され、用いられました。しかし、現在の児童生徒が使用している教科書は、明治5年(1872年)に「学制」が發布され、全国に学校が設けられて近代教育制度が導入された後に、その拡大、発展とともに工夫され、改善されてできたものです。

(2) 戦前の教科書制度

①「学制」発布当時の教科書制度

「学制」は、すべての国民に対して学校教育を開放し、近代的な国民教育を目指しましたが、教科書については、当時、この目的に適する図書がほとんどなく、欧米の教科書等を翻訳したもの、従前の寺子屋の伝統に基づく往来物、藩校の伝統に基づく漢籍等が混然として用いられました。文部省(当時)は臨時応急の措置として既存の一般図書の中から選んだ図書を、いわば標準的な教科書として推薦する一方、自ら小学校教科書の編集出版を進め、教科書不足に対処しました。

②教科書検定制度の採用

明治10年代から20年代にかけて就学者が増加し、小学校の教育課程の整備等学校制度全般の整備も進むにつれて、教科書の内容、体裁も近代教育を行うのにふさわしいものに整備されることが要請されてきました。明治14年(1881年)には、小学校教科書について府県が一定の書式で文部省に届け出る開申制度がとられ、次いで明治16年(1883年)には小学校及び中学校教科書について府県が事前に文部省の認可を得なければならない認可制度がとられました。

認可制度の下では、教科書の認可を受けるのにかなりの期間を要し、一面では極めて不便であるという事情もありました。そこで、明治19年(1886年)に小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令が定められ、日本の近代教育制度の実質的な体系が確立された際には、小学校、中学校教科書は、文部大臣が検定したものに限ることとされました。

③小学校用教科書の国定制度の採用

我が国の近代国家の体制が整備されるとともに、小学校教科書を国家で作成することを要望する声が高まってきました。たまたま明治35年(1902年)に教科書の採択競争の激化に伴い、多くの不正が発覚するといういわゆる教科書疑獄事件が起きました。この結果、法令上大部分の教科書は使用できないこととなり、検定制度を維持することが事実上困難になってきましたので、国は翌36年(1903年)に小学校令を一部改正し、小学校についてかねてから気運の高まっていた教科書国定制度を採用することにしました。

こうして、まず明治37年(1904年)から国語、書き方、修身、歴史、地理、明治38年(1905年)から算術、図画、明治44年(1911年)から理科の国定教科書が使用され、その後数次にわたる改訂を経ながら、第2次大戦敗戦に至るまで使用されました。

④中等学校用教科書制度の変遷

中等学校の教科書については、明治19年（1886年）以来検定制度がとられていましたが、これについても国定制度の方針がすすめられ、昭和19年（1944年）から国定教科書が使用されました。

(3) 戦後の教科書制度

①戦後の教科書検定制度

昭和20年（1945年）8月、終戦を迎え、我が国の教育の諸制度に大きな改革が行われました。昭和22年（1947年）には学校教育法が施行され、戦後の6・3・3・4制という新学制が成立しました。昭和22年（1947年）4月に新制の小・中学校が発足し、翌年に高等学校が発足しました。

教科書については、終戦直後の混乱期には、不適當な部分を墨で塗ったり切り取ったりした「墨ぬり教科書」や取りあえず文部省が作った分冊仮綴の暫定教科書などが用いられましたが、新学制の下では従来の国定制度を廃止して、原則として検定制度によることが決定されました。こうして昭和24年（1949年）から小学校、中学校、高等学校において文部省検定済教科書の使用が始まりました。

その後、検定済教科書は改善、工夫されて急速に普及し、教科書は検定済教科書を原則として、文部省著作教科書を高等学校の職業科や特別支援教育のように、採択数が少ないなどのために民間の出版社が教科書を発行しない分野に限って補充的に発行するという現在の教科書制度が確立しました。

②その後の教科書制度の整備

昭和27年（1952年）に講和条約が発効し、我が国が独立を回復して戦後復興も進むにつれて、占領期の教育政策に対して再検討が加えられ、教育制度の整備が行われました。

教科書についても、昭和31年（1956年）には、公立学校の教科書の採択は教育委員会が行うことを明らかにした地教行法が施行されるなどの法的整備とともに、教科用図書審議会委員の増員、専任の教科書調査官の設置などに検定体制の充実が図られました。

また、憲法第26条に定める義務教育無償の理念をより広く実現するために義務教育教科書の無償給与が昭和37年（1962年）無償法によって宣言され、翌年から実施されました。昭和38年（1963年）に制定された無償措置法によって、無償給与の手続とともに発行者の指定制度、採択地区を設けた共同採択など教科書制度の一層の整備が行われ、現在に至っています。

平成20年（2008年）には、教科用特定図書等普及促進法が施行され、視覚障害のある児童生徒用の拡大教科書をはじめとする教科用特定図書等について、法律に基づく無償供与や発行の促進、教科用特定図書等を作成するボランティア団体等への教科書デジタルデータの提供等が行われています。